

「岡山市危険物審査基準（改訂案）」についての  
パブリックコメント（意見募集）の結果について

1 意見募集の概要

募集期間	令和8年1月20日（火）から 令和8年2月20日（金）まで
閲覧場所	消防局消防総務部予防課、各消防署の予防係、西消防署 吉備中央出張所、各区役所の総務・地域振興課（北区役 所を除く。）、情報公開室、本市ホームページ
意見の提出方法	直接持参、郵送、ファックス、電子メール
意見の提出先	岡山市消防局 消防総務部 予防課 危険物保安係

2 意見募集の結果

- ・意見提出者 2人
- ・意見項目 8項目

【パブリックコメント】意見の概要と意見に対する市の考え方

No	該当箇所	対象頁	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	はじめに 製造所等 の設置又 は変更許 可申請	31	<p>(4) 委任状について</p> <p>R8.1.1 に行政書士法が改正されています。</p> <p>「行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、注意してください。」と注意喚起文を掲載してはどうですか？</p>	<p>当市のホームページにて行政書士法に関する注意喚起を行っているため、審査基準への掲載は行わない方針といたしました。なお、ご指摘いただいた内容については、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	第8 地下タン ク貯蔵所	161	<p>P161 キ (ア) ただし書きについて</p> <p>屋内タンク貯蔵所の基準を準用するように例示されていますが、安全を保証する通知等の裏付け等がないため、屋内タンク貯蔵所の基準のみに限定するのではなく、政令23条の法文どおり個別に判断できる方が実態にマッチすると考えています。</p> <p>建物内にポンプ室を設ける場合の記載の例としては『なお、「KHK等による性能評価」によって性能を保証したり、実態に応じて「危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所」並びに「屋内タンク貯蔵所」の基準に適合することによって、安全性を証明することが考えられる』のようなお書き例示表現としてはどうですか？</p>	<p>ご指摘のとおり、実態に応じて安全性が証明できる場合は、危政令第23条を適用可能とし、例示表現に改めました。</p> <p><b>**訂正前**</b></p> <p>ただし、引火点40℃以上の第四類の危険物を取り扱うポンプ設備であれば、危政令第23条の規定を適用し、危政令第12条第2項第2号の2で規定する屋内貯蔵タンクのポンプ設備の例により設置することができる。</p> <p><b>**訂正後**</b></p> <p>ただし、危政令第23条の規定を適用し、書類等により安全性を証明できる場合はこの限りでない。なお、安全性を証明する例として、「指定数量40倍以下で引火点40℃以上の第四類の危険物を取り扱うポンプ設備であり、危政令第12条第2項第2号の2で規定する屋内貯蔵タンクのポンプ設備の例により設置したもの」や「危険物保安技術協会による性能評価を受け、性能が保証されたもの」が挙げられる。</p>
3	第21 製造所等 において 行われる 変更工事	396 397	<p>危険物設備等 No.51 温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備動力源等を含む。）について、補修以外は、△（資料提出）扱いになっている。これらの多くは電気でおこなうものが主となってい</p>	<p>「No.61 電気設備」については、ご指摘の「No.51 温度、圧力、流量などの調節を行う制御装置」以外の設備が該当する場合もございます。たとえば、No.51の改造に該当する場合は「△資料提出」となりますが、No.51</p>

	に係る取扱い		る。そのため、弊社では、No.61 電気設備に倣い、取替以外は、○（変更届）として扱っている。ただし、駆動源が空気の場合、No.51 を適用している。この区分をもう少し明確にしてもらいたい。	が電気設備である場合は、No.61の「○変更届」にも該当します。この場合は、上位の条件である「○変更届」により対応してください。なお、ご指摘の内容は貴重なご意見として今後の参考とさせていただきますが、当該審査基準への追記等は行わない方針としました。
4	第21製造所等において行われる変更工事に係る取扱い	—	消火設備、警報設備について、工事整備対象設備着工届出書が別途必要である旨を追記してもらいたい。	消防法第17条の14（工事着手の届出）では、「10条第4項の技術基準の基準又は設備等技術基準に従って設置しなければならない消防設備等」に関する工事着手において、工事整備対象設備等着工届出書を消防長または消防署長に届け出る必要があると明記されています。そのため、消防法の条文に必要な記載があることから、審査基準への追記は行わない方針としました。
5	資料4-4屋外タンク貯蔵所	資料89	資料P89について 誤字 飼料P89→資料P89	ご指摘を受け、以下のように訂正いたしました。 誤：飼料P89 正：資料P89
6	—	—	文書の構成として項目が変わる部分で改行、項目の太字といった見易いように工夫が必要であると感じました。	ご指摘を受け、項目を太文字とし、見易いように訂正いたしました。
7	—	—	保安検査申請に係る記述を確認できなかった。	保安検査申請に関する内容については、「第26 保安検査（P419～）」および「第28 保安検査の時期変更（P423～）」に記載しておりますので、ご参照ください。
8	—	—	ページの表記について それぞれ見開きの左下と右下に割付けをしていただくとページが探しやすいです。	当該審査基準はホームページでの閲覧を目的として作成しているため、ページ表記の変更は行わない方針です。なお、ご指摘いただいた内容は今後の参考とさせていただきます。